

令和 2年 5月 8日

大阪社会保障推進会議
会長 井上 賢二 様

池田市長 富田 裕樹

緊急要望書に対する回答について

平素は、本市の市政運営にご理解、ご協力賜り厚くお礼申しあげます。
令和2年4月20日付けの要望書について下記のとおり回答させていただきます。

記

① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付金の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

新型コロナウイルスに感染もしくは感染した疑いのある被用者に係る傷病手当金につきましては、条例・規則の整備を行いました。対象者への支給事務につきましては国の示す基準に基づき、適切に対応してまいります。制度の周知につきましては、ホームページや広報等で広く案内し、郵送手続き等へも柔軟に対応してまいります。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が一定程度減少した被保険者等に係る減免につきましては、国の示す基準に基づき、条例等の整備を行ってまいります。手続きにつきましては、適切に案内し郵送手続等についても柔軟に対応してまいります。

③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分を停止を行うこと。

保険料の納付が困難になった被保険者に対しましては、個々の事情や財産状況に応じて適切に対応してまいります。

④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

滞納処分につきましては、法令を遵守して行っております。被保険者間の負担の公平を図る観点から、滞納保険料の納付相談の呼び掛けに応じていただけない世帯に限り、差押等を実施しております。差押にあたっては、事前に数度の通知を行い納付や納付相談を呼び掛けた上で、納付できるだけの財産等があるにもかかわらず納付しない方に限り実施しております。今後も引き続き、慎重に対応してまいります。

⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

個々の事情に応じて適切に対応してまいります。手続きにつきましては、適切に案内し郵送手続等についても柔軟に対応してまいります。

回答:福祉部国保・年金課